

小矢部市新型インフルエンザ等対策行動計画 - 概要版 -

市行動計画の目的

新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ及び新感染症)は、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されており、これらが発生した場合には、国全体の危機管理として対応する必要がある、平成 25 年 4 月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行された。小矢部市においても、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進することを目的として、市行動計画を作成した。

市行動計画の構成

I はじめに

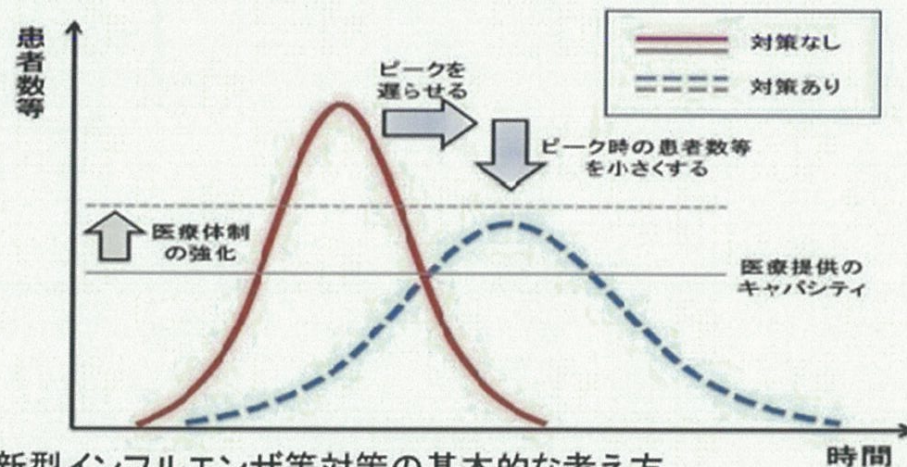
1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定と行動計画作成

II 新型インフルエンザ等対策の基本的方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

次の2点を主たる目的として対策を講じる。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- (2) 市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。



2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

- (1) 基本的人権の尊重...緊急事態措置実施時には、必要最小限の制限とする。
- (2) 関係機関相互の連携協力の確保...政府対策本部、県対策本部と緊密な連携を図る。
- (3) 記録の作成・保存...市対策本部における対応は、記録を作成・保存・公表する。

III 新型インフルエンザ等の発生段階

IV 新型インフルエンザ等が発生したときの被害想定

V 対策推進のための役割分担

VI 対策実施体制

VII 市行動計画の主要な6項目

VIII 各段階における対策

	発生段階ごとの主な対策						
	未発生期	海外発生期	国内発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期	
目的	発生に備えた体制の整備	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 ・海外の発生状況に関する情報収集・情報提供 ・相談・医療体制の整備	国内のいずれかの都道府県で患者が発生しているが、県内で発生していない状態 ・県(市)内発生に備えた体制の整備 ・国内外の発生に関する情報収集・情報提供	県内で患者が発生しているが、県内全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 感染拡大を可能な限り抑える。 適切な医療の提供 感染拡大に備えた体制の整備	県内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ・医療体制の維持 ・健康被害、市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 ・市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。	
(1) 実施体制	・市行動計画等の策定 ・体制整備や訓練の実施	【政府及び県は対策本部を設置】	国の緊急事態宣言時は速やかに市新型インフルエンザ等対策本部を設置			・緊急事態宣言が解除された場合、対策本部を廃止	
(2) 情報収集と情報提供	・相談窓口の設置準備	ホームページ、広報、CATV等あらゆる媒体を活用した情報提供			新型インフルエンザ等相談窓口の設置(周知)	・相談窓口の縮小	
(3) 感染拡大防止措置	基本的な感染予防対策の啓発						
(4) 予防接種	・予防接種体制の構築(特定接種・住民接種)	・特定接種の実施 ・住民接種の準備	◆県の行う外出自粛要請、施設の使用制限等への協力				住民接種の実施
(5) 医療	◆県の行う臨時の医療施設の設置への協力						・在宅療養患者等への支援
(6) 市民生活と地域経済の安定の確保	・要援護者の把握と生活支援の体制整備 ・必要物資の備蓄 ・火葬能力等の把握	生活関連物資等の適切な購入等の呼びかけ					
	◆水の安定供給 ◆生活物資等の価格安定の要請 ◆要援護者への生活支援						◆埋葬・火葬の特例、遺体一時保管場所の確保

◆国の緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置